

秋田県医師会 会員の先生方へのご案内

保険契約者 一般社団法人 秋田県医師会
引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

所得補償プラン

補償延長プラン

< 団体所得補償保険 >
< 団体長期障害所得補償保険 >

万一、病気やケガで、長期に休診された場合の備えは万全ですか？

「医業経営」と「先生とご家族の生活」をサポートします！

※休診とは、病気やケガを原因とする就業不能による休診をいいます。



「補償延長プラン」(団体長期障害所得補償保険)は、
長期にわたる療養が必要になった場合、最長70歳までの所得の喪失をカバーできますので、
ぜひご加入をご検討ください。
詳細は5ページ以降をご覧ください。

補償内容(基本契約) <所得補償保険>

病気やケガにより、入院もしくは、医師の指示による自宅療養のため就業不能となった場合、保険金をお支払いします。
(※支払対象外期間である4日間を超える就業不能となった場合) 国内外を問わず24時間補償します。

病気やケガで入院した場合



病気やケガで入院のため、
就業不能となった場合、保
険金をお支払いします。

医師の指示により自宅療養した場合



病気やケガで自宅療養と
なった場合保険金をお支払
いします。

お申込締切日

平成30年10月11日(木) ※中途加入は随時受けさせていただきます。

秋田県医師会の会員本人

加入対象者

<団体所得補償保険> 新規ご加入は満79歳以下、継続は満89歳以下
ただし、対象期間2年間でご加入の場合は、満63歳以下の方が対象となります。

<団体長期障害所得補償保険> 新規・継続とも満69歳以下
※満65歳から満69歳は支払対象外期間終了の翌日から3年間となります。

保険期間

平成30年10月25日午後4時から平成31年10月25日午後4時まで1年間

保険料のお支払い

口座振替(12回払)

お申込みは簡単

新規加入・増額加入の先生につきましては同封の加入依頼書・告知書に必要事項をご記入のうえ、秋田県医師会事務局までご送付ください。

<告知の大切さについてのご説明>

○告知書は被保険者(保険の対象となる方)ご本人が事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入(告知)ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたこと

にはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。

所得補償プランのポイント <団体所得補償保険>

1. 支払対象外期間は4日間ですが、入院の時の就業不能は手厚く補償します。

この保険では、就業不能になったその日を含め、継続した就業不能が支払対象外期間(4日)を超えた時に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。

なお、入院による就業不能については、支払対象外期間(4日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします(入院による就業不能時追加補償特約セット)。

4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期入院については補償の対象外となる場合があります。

※就業不能が1か月以上続く場合には、1か月ごとに保険金をお支払いすることができます。

※就業不能期間(支払対象外期間を除きます。)が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合には1か月を30日として所得補償保険金額を日割計算します。

2. 精神障害拡張補償特約がセットされています。

精神障害による就業不能も補償の対象となります。

気分障害(躁病・うつ病)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります。(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)

3. 天災危険補償特約がセットされています。

地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償の対象となります。

補 償 内 容

- ・ 病気やケガによる休診時の収入減を補償
- ・ 医師の指示による自宅療養期間中も補償
- ・ 安心の長期補償、最長2年間補償 (Bタイプ：対象期間2年の場合)

補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超えた就業不能期間で、かつ最長1年間または2年間を限度とします。長期の就業不能時も安心して療養に専念できます。

- ・ 病気等で保険金を受け取っても通算で最長1,000日分の保険金を受け取るまでご継続可能です。

がんや脳卒中等の大きな病気をされて保険金をお受け取りになった場合でも、通算して1,000日分の保険金を受け取られるまでは、原因となった病気等を補償対象外とせずご契約を継続できますので安心してご加入いただけます。

※保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

特 長

- ・ 健康状態に関する告知のみでご加入いただけます。
※告知された内容によっては、ご加入をお断りする場合や特別な条件付きでのご加入となる場合があります。
- ・ 新規のご加入は満79歳まで、継続は満89歳までご加入いただけます。
対象期間2年間の契約は満63歳以下の先生が対象です。
- ・ 団体割引10%適用、無事故の場合は保険料の20%をお返しします。
団体割引10%が適用され、個人で加入されるよりもお得です。
毎年の保険期間で、保険金のご請求がない場合は保険料の20%をお返しします。
※中途脱退の場合、返れい金はありません。
- ・ 先生の収入に応じて月額600万円までご加入いただけます。
ただし、満70歳～満74歳の保険金額は月額100万円まで、満75歳以上は月額50万円までとなります。
- ・ 自動更新で手続き簡単・安心です。

■本保険は介護医療保険料控除の対象となります。

③ ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を除きます。(平成30年7月現在)

所得補償プラン(団体所得補償保険)加入1口あたり保険料表

- ・保険期間：毎年10月25日午後4時から1年 ・対象期間 1年または2年
- ・支払対象外期間4日 ・職種級別1級
- ・天災危険補償特約セット、精神障害拡張補償特約セット、
入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）セット
- ・無事故戻し20% ・団体割引10% ・月払

月払保険料 = 加入口数 × 下表1口あたり保険料

※加入口数は最高60口（保険金額（月額）600万円：60口）まで

保険料
無事故戻し
20%

Aタイプ、Bタイプ組み合わせて最高60口まで「健康告知のみ」*でご加入いただけます。

*健康告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合や特別な条件付きでのご加入となる場合があります。

加入タイプ	対象期間1年間(Aタイプ)	対象期間2年間(Bタイプ)
年齢区分は、保険始期 10月25日現在の 満年齢によります。	基本補償 保険金額(月額)10万円	基本補償 保険金額(月額)10万円
傷害による 死亡・後遺障害	500万円 (月額基本補償10万円あたり)	500万円 (月額補償10万円あたり)
20-24歳	1,901円	2,131円
25-29歳	2,041円	2,331円
30-34歳	2,281円	2,661円
35-39歳	2,611円	3,141円
40-44歳	3,021円	3,771円
45-49歳	3,481円	4,501円
50-54歳	3,931円	5,141円
55-59歳	4,131円	5,461円
60-64歳	4,251円	5,701円※
65-69歳	4,251円	
70-74歳	6,191円	
75-79歳	8,181円	

ご加入
限度口数

60口まで

10口まで

5口まで

§ 新規ご加入は保険始期日時時点で満79歳以下、継続は満89歳以下

※ただし、対象期間2年間でご加入の場合は満63歳以下の方が対象となります。

注1) 保険料は男女同一です。保険料は、保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。ご契約更新時は更新後の保険始期日時時点での満年齢による保険料となります。

年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。年齢は保険期間の初日現在（中途加入の場合は中途加入日時点）の満年齢とします。

注2) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降割引率が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

所得補償保険は、介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。（平成30年7月現在）

ご加入例(満50歳の先生が、対象期間1年タイプ10口ご加入の場合の保険料)

3,931 × 10口 = 月払 39,310円 (年間471,720円)

※補償内容(基本補償 保険金月額100万円、傷害による死亡・後遺障害 5,000万円)

1年間無事故だったら無事故戻し返れい金として
94,344円をお返します。

保険期間中に損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いすべき就業不能および傷害の発生がなかった場合には、保険期間満了時に、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」としてお返します。解約(中途脱退)された場合には、「無事故戻し返れい金」はお返できません。

※左表の保険料は、医師の場合であり、看護師や技師、事務員を被保険者とするご加入をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。また、80歳以上の方の保険料は、取扱代理店までお問い合わせください。

- | | | |
|--|--------|---------------------------|
| ○先生に万一のことがあった場合 |→ | 生命保険に入っているから、残された家族は守れる！ |
| ○入院することになった場合 |→ | 医療保険に入っているから、入院・手術費用は大丈夫！ |
| ○退院はしたけれど、しばらくリハビリと自宅療養が必要で診療に復帰できない場合 |→ | 病院・診療所の家賃・維持費は？？？ |
| ○気分障害（うつ病など）により長期にわたり診療ができない場合 |→ | マイホームや診療所のローンがある場合は？？？ |
| |→ | 家族の生活費や子供の教育費は？？？ |
- ↓
- そんなとき**

長期療養離脱による収入減から医療経営と家族の生活を守れるのは所得補償プラン（団体所得補償保険）に上乗せで加入ができる

「補償延長プラン」です！

補償延長プランのポイント <団体長期障害所得補償保険>

1. 所得補償プランと同様に入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も対象です。

2. 70歳までの長期補償。（70歳までの収入減を補償します。）

ご加入年齢が満64歳以下の方は、最長70歳まで、満65歳から満69歳の方は3年間にわたる長期の補償が得られます。

※70歳以上の方は本プランには加入できません。

※所得補償プラン（所得補償保険）対象期間1年のAタイプにご加入の方は370日目からの補償開始、また対象期間2年のBタイプにご加入の方は735日目からの補償開始となります。

3. 復職後も減収した収入を補償します。

補償開始後に診療に復帰した場合でも、就業障害発生前の収入80%以上に回復するまで所得の喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

4. 安心のインフレ対応

インフレにより保険金が目減りしないように、物価上昇に合わせて保険金をお支払いします。

※消費者物価指数をもとに下落時が0%最低、上昇時は最大5%を乗じて保険金を算出します。

その他の内容

・所得補償プラン（所得補償保険）と同様に、保険期間中無事故の場合、払込保険料

の20%を満期後に返れいします。

・所得補償プラン（所得補償保険）の上乗せとして、本プランにご加入いただくのが

おすすめですが、本プラン単品でご加入いただくことも可能です。

補償延長プラン(団体長期障害所得補償保険)加入1口あたり保険料表

- ・保険期間：毎年10月25日午後4時から1年
- ・天災危険補償特約セット、精神障害補償特約セット
- ・無事故戻し20%
- ・物価調整あり
- ・団体割引10%
- ・対象期間 70歳まで
- ・月払

保険料
無事故戻し

20%

月払保険料 =

加入口数

×

下表1口あたり保険料

※加入口数は最高15口（保険金額（月額）150万円：15口）まで

Aタイプ、Bタイプ組み合わせて最高15口まで「健康告知のみ」*でご加入いただけます。

*健康告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合や特別な条件付きのご加入となる場合があります。

加入タイプ	支払対象外期間369日間(Cタイプ)	支払対象外期間734日間(Dタイプ)
年齢区分は、保険始期 10月25日現在の 満年齢によります。	保険金額(月額)10万円	保険金額(月額)10万円
男性		
20-24歳	1,458円	1,392円
25-29歳	1,511円	1,445円
30-34歳	1,647円	1,554円
35-39歳	2,039円	1,918円
40-44歳	3,084円	2,872円
45-49歳	4,657円	4,341円
50-54歳	7,152円	6,578円
55-59歳	9,722円	8,700円
60-64歳	10,619円	8,748円
65-69歳	8,814円	8,488円

男性

ご加入
限度口数

15口まで

女性

ご加入
限度口数

15口まで

20-24歳	1,031円	993円
25-29歳	1,341円	1,288円
30-34歳	1,770円	1,691円
35-39歳	2,622円	2,503円
40-44歳	4,257円	4,047円
45-49歳	6,316円	5,939円
50-54歳	8,592円	8,317円
55-59歳	10,714円	9,629円
60-64歳	10,086円	8,345円
65-69歳	7,515円	7,304円

§「所得補償プラン」Aタイプにご加入の方はCタイプを、Bタイプにご加入の方はDタイプをご選択ください。
なお、Cタイプは休診370日から、Dタイプは735日目から補償開始となります。

§新規・継続ともご加入は保険始期日時時点で満69歳以下となります。
満65歳から満69歳の方の対象期間は支払対象外期間の終了の翌日から3年間となります。

注1)保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。ご契約更新時は更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。年齢は保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。

注2)団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降割引率が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

団体長期障害所得補償保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(平成30年7月現在)

ご加入例(満50歳男性の先生が、Cタイプ10口ご加入の場合の保険料)

7,152 × 10口 = 月払 71,520円 (年間858,240円)

※補償内容(基本補償 保険金月額100万円)

1年間無事故だったら無事故戻し返れい金として

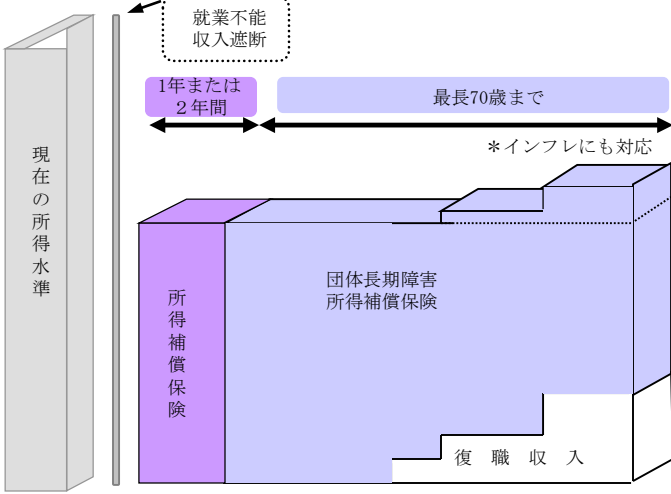
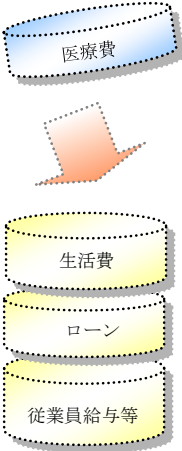
171,648円をお返します。

保険期間中に損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いすべき就業障害の発生がなかった場合には、保険期間満了時に、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」としてお返します。解約(中途脱退)された場合には、「無事故戻し返れい金」はお返できません。

※左表の保険料は、医師の場合であり、看護師や技師、事務員を被保険者とするご加入をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

補償延長プランの
お支払いイメージ

病気やケガで、1年または2年を超える長期間の療養が必要になった場合に、最長70歳までの間、所得の喪失をカバーする保険です。



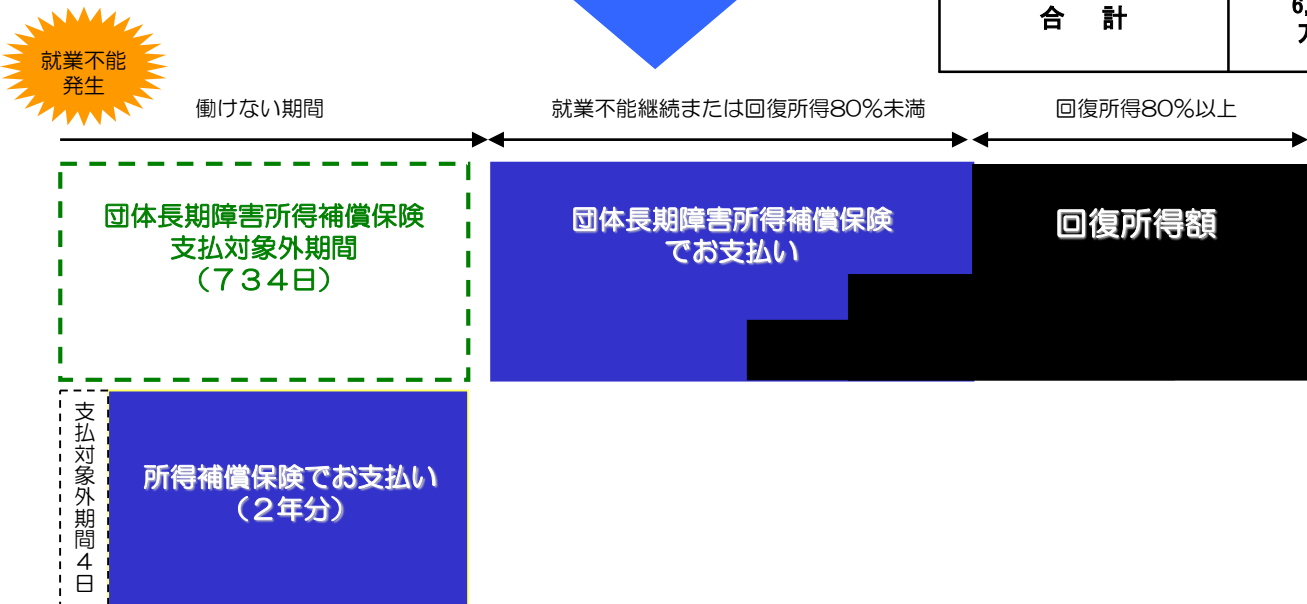
実際のお支払例

【45歳開業医のケース】

- ご加入プラン 所得補償プラン(所得補償保険) 15口(保険金額150万円)・対象期間2年・支払対象外期間4日
所得補償延長プラン10口(保険金額100万円)・対象期間70歳満了・支払対象外期間734日間
- 健康時の所得 月額200万円
- 平成30年7月1日の交通事故により腰部脊柱管狭窄症と診断され就業不能となり、次のとおり症状が回復した場合
※(インフレスライドなし)

就業不能(全く働けない期間)	平成31年7月1日～平成34年6月30日(3年間)
症状が少し回復してきたので、曜日・時間帯を限定して診療(回復所得25%)	平成34年7月1日～平成35年6月30日(1年間)
さらに症状が回復してきたので、午前中だけの診療に拡大(回復所得50%)	平成35年7月1日～平成36年6月30日(1年間)
症状が概ね回復し、就業不能前とほぼ同じ診療が可能となった(回復所得80%)以上	平成36年7月1日～

期 間		状 態	保険種類	お支払いする保険金	
平成31年7月1日～平成33年6月30日	2年間	入院・就業不能	所得補償保険	150万円×24か月	3,600万円
平成33年7月1日～平成34年6月30日	1年間	就業障害(回復所得0%)	団体長期障害所得補償保険	100万円×100%×12か月	1,200万円
平成34年7月1日～平成35年6月30日	1年間	就業障害(回復所得25%)	団体長期障害所得補償保険	100万円×75%×12か月	900万円
平成35年7月1日～平成36年6月30日	1年間	就業障害(回復所得50%)	団体長期障害所得補償保険	100万円×50%×12か月	600万円
平成36年7月1日～	-	就業障害(回復所得80%以上)	-	-	-
合 計					6,300万円



⑦ 今回のケースでは事故の直後の入院のため支払対象外期間はなかったものとしています。

この制度では、先生のご不安を解決します！

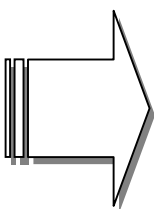
医師の指示による自宅療養期間についても収入減を補償します。

ご加入例と実際のお支払例

ご加入例：43歳のA先生が、Aタイプ（対象期間1年）10口にご加入の場合

補償内容

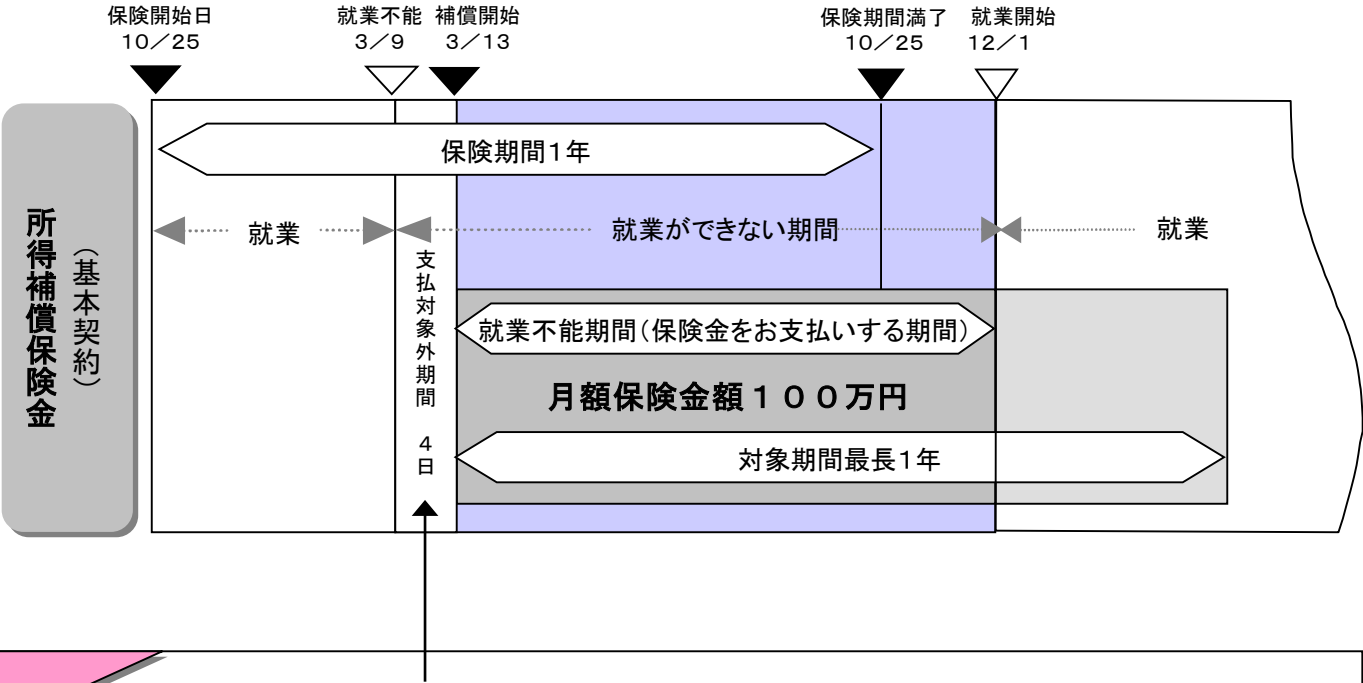
所得補償保険金額	月々100万円
傷害特約(死亡)	5,000万円
傷害特約(後遺障害)	200万円～5,000万円



【年間保険料】	年間保険料 362,520円 (月々保険料 30,210円)
【1年間無事故の場合】	無事故戻し返れい金 72,504円

保険金お支払例 上記A先生が、3月9日から医師の指示による自宅療養をし、11月30日まで就業不能になった場合

【就業不能期間(保険金をお支払いする期間)】	【お支払いする所得補償保険金】
3月13日～11月30日(8か月と18日)	860万円(100万円×8か月+100万円×18日÷30日)



入院による就業不能については、支払対象外期間(4日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。
4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院については補償の対象外となることがあります。

※医師の指示による自宅療養時は、就業不能になった当日を含め、継続した就業不能が支払対象外期間(4日)を超えた時に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。
※初めて特約をセットした契約の保険始期前にすでにかかっている病気やケガにより就業不能になった場合は、特約部分については保険金支払対象にはなりません。

【入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)】



病気が再発しても大丈夫！ 通算で最長1,000日補償

全プラン
継続・新規共通

病気で保険金を受け取っても、通算で最長1,000日分の保険金を受け取るまで継続可能になりました。【通算支払限度期間に関する特約】

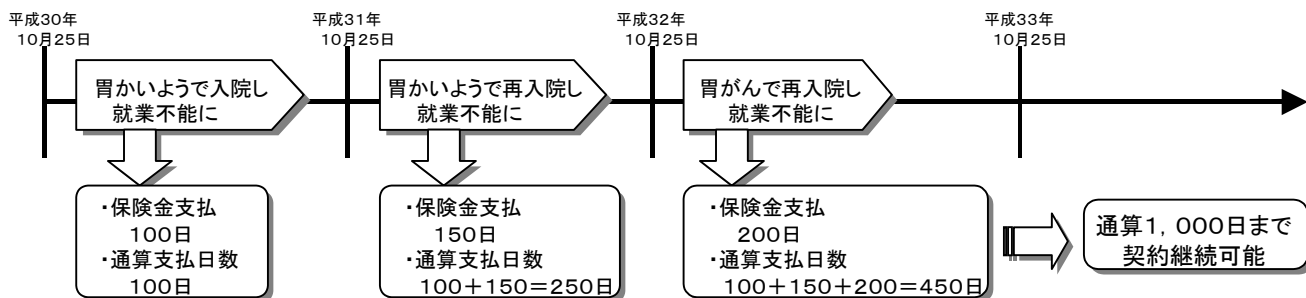
がん、心筋こうそく等の大きな病気等をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、原因となった病気等を補償対象外とせず、ご契約を継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。

●補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超えた就業不能期間で、かつ、対象期間（1年または2年）を限度とします。

※ 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

※ 対象期間を超えた就業不能はお支払いの対象となりません。

●平成15年度契約から継続後の契約を通算してカウントします。



*それぞれの就業不能の間は6か月以上あるとします。
(※)上記は例示です。
実際は暦日での日数で算出します。

これまでは、保険金支払対象となった疾病を補償対象外として継続加入、もしくは疾病の内容によって継続加入できませんでしたが、今後は同等条件での継続が可能となります。

ご加入の手続き

新規ご加入の手続き

満79歳までの先生がご加入いただけます。

『加入依頼書』と裏面の『告知書』にご記入、ご本人が署名、捺印のうえ、同封の返信用封筒にて『預金口座振替依頼書』と一緒にご返送ください。

※ご記入いただきました『加入依頼書』の記載内容(満年齢、性別、職業、告知事項等)に間違いがないか十分ご確認ください。

すでにご加入いただいている先生方へ

満89歳までの先生がご加入いただけます。

すでにご加入の方は、特段のお申し出がなければ前年と同等条件プランでの自動継続とさせていただきますので、手続き等の必要はありません。内容変更をご希望の方は、以下の要領にて手続きをお願いします。

1. コース変更の場合

(例:『Aタイプ(対象期間1年間)』から『Bタイプ(対象期間2年間)』への変更、保険金額の増額など)

- 補償内容の変更(増額、プラン変更以外)→『加入依頼書』の『変更』に○をし、変更希望内容を記入したうえで、返信用封筒にてご返送ください。
- 補償内容の変更(増額、プラン変更)→『加入依頼書』の『変更』に○をし、変更希望内容を記入したうえで、裏面の『告知書』にご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

2. 加入停止の場合

『加入依頼書』の『脱退』に○をし、投函してください。

保険料のお支払方法

会員の指定銀行口座から引落とさせていただきますので、同封の預金口座振替依頼書にご記入、捺印をいただきます。印鑑は銀行への「届出印」となります。口座引落としてない場合は事前にご連絡ください。

⑨ 新規・変更申込締切日 平成30年10月11日(木)秋田県医師会必着

下表のとおりです。詳しくは税理士へご確認ください。

契約者	被保険者	保険金受取人		税務処理		
		死亡保険金	死亡以外 保険金	保険料支出時	死亡保険金 受取時	死亡以外 保険金受取時
医療法人	会員	医療法人	医療法人	損金(支払保険料)	益金	益金
	会員	相続人	会員本人	損金(給与)	みなし相続財産	非課税
個人開業医	会員	相続人	個人開業医	介護医療保険料控除	みなし相続財産	非課税

あらし 団体所得補償保険

「所得補償プラン」の正式な商品名は、「所得補償保険」です。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人秋田県医師会
- 保険期間：平成30年10月25日午後4時から1年間となります。
* 保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の当月25日(20日過ぎの受付分は翌月25日)から平成31年10月25日午後4時までとなります。
- 申込締切日：平成30年10月11日 * 中途加入の場合は、毎月20日締切
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：一般社団法人秋田県医師会の会員の先生
- 被保険者：一般社団法人秋田県医師会の会員本人。新規加入の場合、満20歳以上満79歳(継続加入の場合は満89歳)以下の有職者の方が対象となります。 ※ただし、対象期間2年間でご加入の場合は、満63歳以下の方が対象となります。
- お支払方法：平成30年11月分から会員の指定口座より引落としさせていただきます。(12回払)
* 中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始日の翌月から毎月引落としさせていただきます。
- お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の秋田県医師会事務局までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただきます。 ※2 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は秋田県医師会事務局までお問い合わせください。

- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の秋田県医師会事務局までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金:保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。
※保険期間の途中で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険（基本補償）（*） 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 お支払いする保険金の額＝保険金額（月額）^{（※1）} × 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^{（※2）} の月数^{（※3）} 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^{（※2）} ＝ 就業ができない期間－支払対象外期間 （※1）加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。 （※2）加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年または2年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 （※3）就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 （注1）対象期間（1年または2年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 （注2）原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注3）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注4）支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注5）保険金のお支払いは、初年度加入（または通算支払限度期間に関する特約をセット後）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 平成15年度（ご加入が平成16年度以降の場合、ご加入年度）のご契約から継続後のご契約を通算してお支払日数をカウントします。 （注6）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。 （注7）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間（日数）をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。 （注8）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）についても（注4）の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間（就業不能の開始した日から4日）を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。	●次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{（※1）}を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{（※2）}のないもの など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 （注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
傷害による死亡・後遺障害補償特約	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってケガをされた場合	(1)死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝特約保険金額の全額 (2)後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝特約保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

(*)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

●特定疾病等対象外特約について

- 告知書で告知していただいた内容により、**ご加入をお断り**する場合や、特別な条件付きで**ご加入いただく**場合があります。特別な条件付きで**ご加入いただく**場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きで**ご加入いただけます**。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 - ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除することができます。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。
- (削除できない場合の例)
- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「**疾病・症状一覧表**」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

- ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。
- また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険・積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

① 特別な条件を付けずにご加入いただけます。

② 特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただけます。)

③ 今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合

② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合

③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合

④ 他の保険契約等がある場合

など

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。

お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

・中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の当月25日(20日過ぎの受付分は翌月25日)に保険責任が始まります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内に ご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
 - 保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。
- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
 - 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。またその他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

「所得補償延長プラン」の正式な商品名は、「団体長期障害所得補償保険」です。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人秋田県医師会
- 保険期間：平成30年10月25日午後4時から1年間となります。
* 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の当月25日（20日過ぎの受付分は翌月25日）から平成31年10月25日午後4時までとなります。
- 申込締切日：平成30年10月11日 * 中途加入の場合は、毎月20日締切
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者：一般社団法人秋田県医師会の会員の先生
●被保険者：一般社団法人秋田県医師会の会員本人。新規・継続の加入とも満20歳以上満69歳以下の有職者の方が対象となります。
●お支払方法：平成30年11月分から会員の指定口座より引落としさせていただきます。（12回払）
* 中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始日の翌月から毎月引落としさせていただきます。
●お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の秋田県医師会事務局までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※をご提出いただきます。 ※ 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の秋田県医師会事務局までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金：保険期間が満了した場合（保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合）において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業障害の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。
※保険期間の途中で解約（脱退）等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額(月額)＝保険金額×所得喪失率(※1) (※1) 所得喪失率 $= (\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}) \div \text{就業障害発生前の所得額}$ (注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額150万円を限度とします。 (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 (注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間(※)＝就業障害である期間－支払対象外期間 (※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。 対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 (注5) 対象期間(70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 (注9) 上記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン日本興亜所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。 (注) 物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。 ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 (注10) 精神障害補償特約をセットした場合、精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑥ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑨ 妊娠、出産、早産または流産 ⑩ 発熱等の他覚的症状のない感染 など (注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。 (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の可否をご判断ください。

(※) 他社のご契約を含みます。

＜ご継続の場合も必ずご確認ください＞

●保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●特定疾病等対象外について

・告知書で告知していただいた内容により、**ご加入をお断りする場合**や、特別な条件付きで**ご加入いただく**場合があります。特別な条件付きで**ご加入いただく**場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きで**ご加入いただけます**。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病群が複数の場合

○告知書「**疾病・症状一覧表**」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパン日本興亜は、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパン日本興亜は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し(通算28日以内)、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して

支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

- ・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」ご解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- ・次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

- ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
- ②特別な条件付きでご加入いただけます。(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただけます。)
- ③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- ・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
- ・他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
- ・他の保険契約等がある場合 など
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
- ・中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の当月25日(20日過ぎの受付分は翌月25日)に保険責任が始まります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただく場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書 など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1)就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2)身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いしません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、**損保ジャパン日本興亜**に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。またその他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。